

令和 2 年度  
秋田商業高等学校駐輪場防犯カメラ等取付修繕仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、秋田市立秋田商業高等学校駐輪場防犯カメラ等取付修繕に適用する。

この仕様書、設計図、設計書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房営繕部監修電気設備工事共通仕様書最新版による。

2 法令、関係規定の遵守

受注者は修繕の施工に当たり諸法令並びに関連規格に従うこと。

3 提出書類

契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 修繕記録写真帳    | 1 部 |
| (2) 修繕完成届      | 1 部 |
| (3) 使用材料の品質証明書 | 1 部 |
| (4) 試験成績表      | 1 部 |
| (5) 完成図書       | 1 部 |
| (6) その他必要とする書類 |     |

4 器具および材料の管理

修繕に使用する各種器具および材料は、修繕の進捗に支障のないよう手配するとともに、品質および保管管理等は受注者の責任において行うこと。

5 事前調査

受注者は、修繕着手に先立ち、現地の状況等について調査を行ったうえ、修繕をすること。

6 安全管理

受注者は、修繕の施工に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等に必要措置を講じ、常に安全管理に努めること。

7 工程等の打合せ

工程および作業内容等について秋田商業高等学校と十分打合せを行い、承認を得てから実施すること。

8 事故および機器の不具合

施工作业時又は終了後、受注者の責任に帰する事故および機器等の不具合については、受注者の責任と負担により速やかに処理し、秋田商業高等学校の確認を得ること。

9 疑義

疑義のある場合は、秋田商業高等学校と別途協議するものとする。